

令和6年度第1回北区子ども・子育て会議 次第

日時：令和6年6月27日（木）18時30～

場所：北とぴあ14階スカイホール

1 開 会

2 諮 問

第3期北区子ども・子育て支援事業計画の策定について

3 子ども・子育て施策等に関する報告事項

- (1) 第3期北区子ども・子育て支援事業計画の策定について
- (2) 子どもの意見等の反映を推進するための庁内連携体制の整備について
- (3) 児童手当及び児童扶養手当の拡充等について
- (4) 私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について
- (5) 北区児童相談所等複合施設開設に向けた取組みについて
- (6) こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の実施について
- (7) 東京都北区立児童発達支援センター一元化に伴う対応について
- (8) 北区民設子育てひろば事業について

4 そ の 他

5 閉 会

【資料一覧】

資料名	配付区分
資料1-① 東京都北区子ども・子育て会議への諮問について	事前送付
資料1-②-1 第3期北区子ども・子育て支援事業計画の策定について	//
資料1-②-2 計画策定の基本的な考え方	//
資料1-②-3 第3期子ども・子育て支援事業計画素案（策定イメージ）	//
資料1-②-4 【参考】こども家庭庁事業概要	//
資料1-②-5 【参考】児童育成支援拠点事業概要	//
資料2 子どもの意見等の反映を推進するための庁内連携体制の整備について	//
資料3 児童手当及び児童扶養手当の拡充等について	//
資料4 私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について	//
資料5 北区児童相談所等複合施設開設に向けた取組みについて	//
資料6 こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の実施について	//
資料7 東京都北区立児童発達支援センター一元化に伴う対応について	//
資料8 北区民設子育てひろば事業について	//

【事務局】子ども未来課子ども未来係 梅村・曾根

メール：kosodate-ka@city.kita.lg.jp

電話：03-3908-9097

6 北子子第 1710 号
令和 6 年 6 月 27 日

東京都北区子ども・子育て会議会長 殿

東京都北区長 山田 加奈子

東京都北区子ども・子育て会議への諮問について

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条第 1 項の規定に基づく、「第 3 期北区子ども・子育て支援事業計画」の策定に関することについて、同条第 7 項の規定及び東京都北区子ども・子育て会議条例（平成 25 年 7 月 東京都北区条例第 39 号）第 2 条の規定により、貴会議に諮問します。

記

- ・ 諮問の趣旨・諮問理由 別紙のとおり

【趣旨】

北区子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法及び同法に基づく基本指針に基づき、5年を1期として策定することが義務付けられている（現行の第2期計画期間は令和2年度～令和6年度）。

この度、子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針の改定を踏まえた、令和7年度を初年度とする第3期北区子ども・子育て支援事業計画を策定する。

なお、令和6年3月に策定された北区子ども・子育て支援総合計画 2024 の別冊として位置付け、総合計画 2024 と一体的に推進していくものとする。

【諮問理由】

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第61条第7項の規定により、法第72条第1項に規定する合議制の機関（当区の場合、東京都北区子ども・子育て会議）に意見を聴くこととされている。そのため本計画策定について「東京都北区子ども・子育て会議」に諮問する。

第3期北区子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 要 旨

北区子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき5年を1期として策定することが義務付けられている（現行の第2期計画期間は令和2年度～令和6年度）。この度、子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針の改定を踏まえた、令和7年度を初年度とする第3期北区子ども・子育て支援事業計画を策定する。

なお、令和6年3月に策定された北区子ども・子育て支援総合計画2024の別冊として位置付け、総合計画2024と一体的に推進していくものとする。

2 現 況（経過等）

- 令和2年 3月 第2期子ども・子育て支援事業計画策定（北区子ども・子育て支援計画2020）
- 令和6年 3月 北区子ども・子育て支援総合計画2024策定
第2期子ども・子育て支援事業計画見直し（北区子ども・子育て支援総合計画2024内）
- 令和6年 4月 計画策定庁内検討委員会立ち上げ

3 計画の基本的な考え方

別紙のとおり

4 今後の予定

- 令和6年 12月 パブリックコメント実施
- 令和7年 3月 第3期北区子ども・子育て支援事業計画の策定

—第3期北区子ども・子育て支援事業計画—

(令和7年度～令和11年度)

『計画策定の基本的な考え方』

子ども未来部子ども未来課

子ども・子育て支援事業計画とは

- ▶ ①子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ▶ ② 5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業についての需給計画。
- ▶ ③幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業について、「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望（※））、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を記載する。

- ▶ ※北区においては、現在の利用状況＋利用希望について、令和 4 年度に「（仮称）北区子ども・子育て支援総合計画策定のための区民意向調査」を実施した。

北区子ども・子育て支援総合計画2024との関係

北区子ども・子育て支援総合計画2024

- ▶ 令和6年3月 北区子ども・子育て支援総合計画2024策定した。この計画は、第4章「次世代育成支援行動計画」、第5章「子ども・子育て支援事業計画」、第6章「子どもの未来応援プラン」の3つの計画を包含する総合計画である。

子ども・子育て支援事業計画

- ▶ 子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期（※）として策定することが義務付けられている法定計画（**2期** R2.4.1～R6.3.31 **3期**予定 R7.4.1～R11.3.31）
- ▶ **総合計画2024 第5章「子ども・子育て支援事業計画」（R6年度～R10年度）**においては、以下のとおり整理されている。R6年度部分（第2期の最終年度）・R7年度～R10年度（区独自計画）
参考：別添■北区子ども・子育て支援総合計画2024における「子ども・子育て支援事業計画」の位置づけ

第3期子ども・子育て支援事業計画

- ▶ 今般、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正（R6.2.13）を踏まえたR7年度～R11年度を計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画を策定する。
- ▶ 総合計画2024の「別冊」として位置付け、**総合計画2024 第5章「子ども・子育て支援事業計画」**中「R7年度～R10年度（区独自計画）」部分は、第3期子ども・子育て支援事業計画に移行したものと位置づけを整理することとする。（別冊に明記する。）

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正（R6.2.13）

- ▶ 子ども・子育て支援法第60条第1項の規定に基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（**基本指針**）が令和6年2月13日に改定され、同年4月1日から適用されることとなった。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について（概要）

1 改正の趣旨

- ① 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）が必要であることから、第208回国会において成立した。
- ② この改正法において、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、**市区町村における子育て家庭への支援の充実等**が定められた。
- ③ 当該児童福祉法の改正等を踏まえ、関係する基本指針の規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備を行う。

2 改正の概要

- ① **子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業**の新設
- ② 子育て短期支援事業、一時預かり事業 拡充
- ③ 家庭支援事業（新規3事業＋子育て短期支援事業、一時預かり事業）の拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加
→市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。

第3期北区子ども・子育て支援事業計画策定の基本的考え方

1 基本方針の改定に基づく新設3事業の追加等

- ① 子ども・子育て会議からの答申を得て令和6年3月に策定した総合計画2024第5章「子ども・子育て支援事業計画」(R6年度~R10年度) (以下「現行計画」といいます。) を基礎として、基本指針の改正内容を踏まえて策定する。
- ② 家庭支援事業(新規3事業+子育て短期支援事業、一時預かり事業)の拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加等

2 幼児期の学校教育・保育/既存13事業等の量の見込み・確保方策の見直し

- ・現行計画の骨格は維持し、各事業の量の見込み・確保方策について、現行計画の記載・数値等を改めて精査し、見直す必要があるか改めて事業所管課と共に調査を行う。(R7年度~R10年度部分)
- ・見直す必要があるものは、見直し後の記載・数値とする。
- ・R11年度部分については、今年度初めて量の見込み・確保方策を定める。

今後の予定

子ども・子育て会議

- ▶ 令和6年6月27日 第45回子ども・子育て会議 諮問
- ▶ 令和6年8月下旬頃 第46回子ども・子育て会議
- ▶ 令和6年10月下旬頃 第47回子ども・子育て会議
- ▶ 令和6年11月 答申

パブリックコメント

- ▶ 令和6年12月～令和7年1月 予定

策定

- ▶ 令和7年3月 策定

北区子ども・子育て支援総合計画 2024 別冊

—第3期子ども・子育て支援事業計画—

(令和7年度～令和11年度)

【素案（策定イメージ）】

1

計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

子ども・子育て支援法第60条第1項の規定に基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が令和6年2月13日に改定され、同年4月1日から適用されることとなりました。

【改正児童福祉法の施行】

- 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う必要であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「改正法」）が第208回国会において成立した。
- この改正法において、区市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、区市町村における子育て家庭への支援の充実等が定められた（家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業等）の新設・拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加など）。

(2) 計画策定の目的

- こうした経緯を踏まえ、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として、第3期北区子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

- 子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期として策定することが義務付けられている法定計画で、第2期計画期間は令和2年度から令和6年度まで、第3期計画期間は令和7年度から令和11年度までとなっています。

北区子ども・子育て支援総合計画2024（以下「総合計画2024」といいます。）の第5章子ども・子育て支援事業計画においては、令和6年度部分については第2期計画の最終年度の見直しの位置付けとし、令和7年度から令和10年度までの部分については第2期計画に引き続き、区が子ども・子育て支援事業について策定する区独自の計画として取り扱うこととしております。

今般、令和7年度を初年度とする本計画の策定により、総合計画2024第5章子ども・子育て支援事業計画は、本計画に移行したものとして位置付けることとします。

3 計画の期間

- 本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年を計画期間とします。
- 計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年を目処に計画の見直しを行うものとします。

4 計画の対象

- 総合計画2024と同様です。

5 計画の策定方法

(1) 区民ニーズ調査の実施

- 総合計画2024の策定に当たり、子育て中の家庭の現状とニーズを把握するとともに、小学生、中学生、高校生世代の生活実態や要望・意見などを的確に反映した計画とするため、①就学前の子どもの保護者、②小学生の子どもの保護者、③25歳～39歳の区民、④-1世帯主と子のみで構成されている世帯、④-2児童育成手当受

給世帯、⑤区立小学6年生、⑥区立中学2年生、⑦高校2年生世代、⑧妊産婦、⑨児童養護施設等利用者を対象として、「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画策定のための区民意向調査」(以下本計画において「ニーズ調査」といいます。)を令和4年度に実施しました。

(2) 北区子ども・子育て会議での審議

- 本計画は、子育て当事者等の意見を反映するとともに、区における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて展開するため、公募による区民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方等、計18名で構成する「北区子ども・子育て会議」を開催し、本計画の内容について審議しました。
- 本計画については、令和6年6月の北区子ども・子育て会議以降、計●回の会議を開催し、毎回活発な議論が交わされる中で、各委員からそれぞれの立場・経験に基づいた多角的な意見をいただきました。

(3) パブリックコメントの実施

- 計画策定にあたり、計画の案を区ホームページに掲載し、令和●年●月●日から令和●年●月●日までパブリックコメントを実施し、区民のみなさま等から多くの意見をいただきました。

1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

本章「子ども・子育て支援事業計画」では、「子ども・子育て関連3法」に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、北区における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量や確保方策を定めます。

2 区域設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

この事業計画では、保育及び放課後児童健全育成事業を3つの区域（赤羽地域、王子地域、滝野川地域）に分けて、その他の事業については北区全域を1区域として、サービスの提供体制を検討します。

図 北区全域図

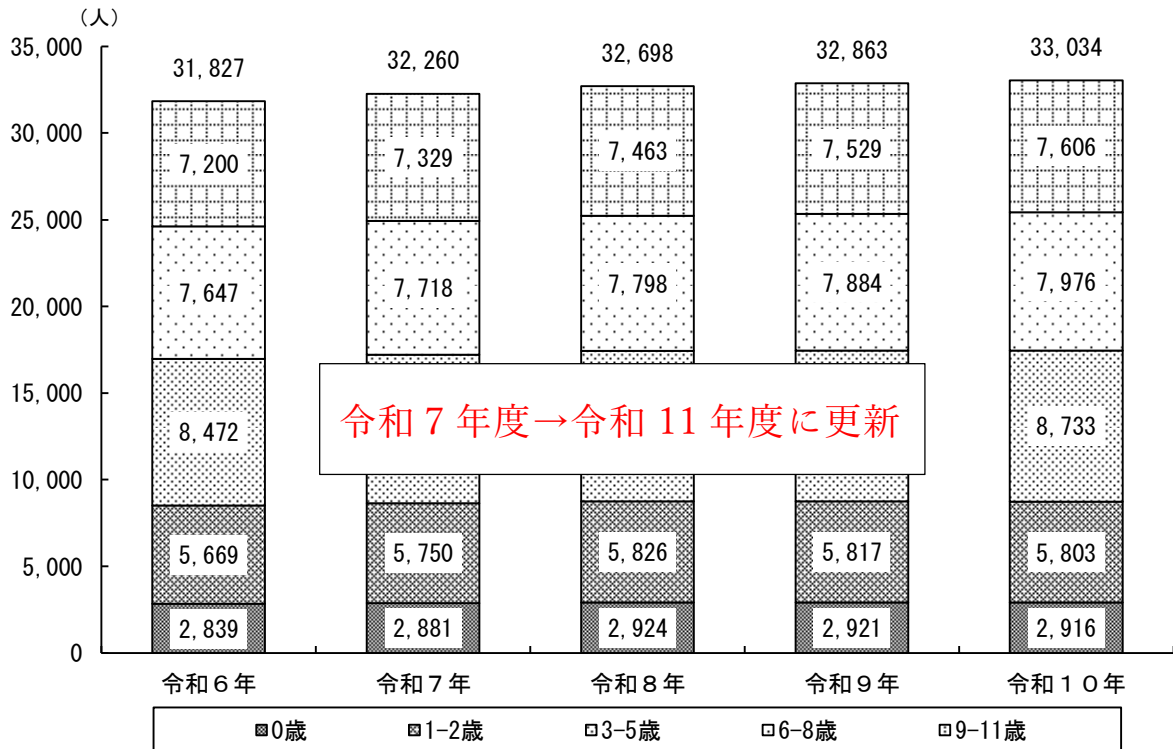


3

人口推計

「北区基本計画 2024」の策定のために実施された北区人口推計調査に基づき、2041年までの年少人口の推計が令和3年10月に報告されました。この年少人口をの5年間について0歳から11歳まで歳児別に推計し、幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出していきます。

図 人口推計（0歳～11歳）



4 子ども・子育て支援事業計画の体系

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定めます。

<p>幼児期の 学校教育・保育</p>	<p>(1) 保育園 認定こども園※（保育利用分） 地域型保育※ (2) 幼稚園 認定こども園（教育利用分）</p>
<p>地域子ども・子 育て支援事業</p>	<p>(1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 妊婦健康診査 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 養育支援訪問事業 (6) 子育て世帯訪問支援事業 (7) 児童育成支援拠点事業 (8) 親子関係形成支援事業 (9) 子育て短期支援事業（ショートステイ） (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） (11) 一時預かり事業 (12) 延長保育事業 (13) 病児病後児保育事業 (14) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） (15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</p>

※ 認定こども園：幼稚園と保育園両方の役割を持つ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のことです。

※ 地域型保育：原則19人以下の少人数単位で0～2歳のお子さんを預かる事業です。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つのタイプがあります。

5

幼児期の学校教育・保育の量の見込みと 提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 保育園 認定こども園（保育利用分） 地域型保育

ID1-1 / 関連計画施策 ID□2-1-1 ★1-1-4
(□→次世代育成支援行動計画 ★→子どもの未来応援プラン)

【今後の方向性】

- 令和5年4月期の保育園入所における待機児童が解消された状況を踏まえ、当面、認可保育所、小規模保育事業所等の公募は行わないこととしますが、地域ごとの保育ニーズを引き続き分析し、必要に応じた対応を検討します。
- 多様なサービスを選択できるように、保育事業の充実を図ります。

量の見込みの考え方	申込実績から算出した入所希望率を基に算出。
確保方策の考え方	人口推計及び入所希望率を基に、認可定員の過不足数を算出し、待機児童を解消できるように確保量を設定する。

■ 北区全域

(人)

	1年目 (令和6年度)		2年目 (令和7年度)			3年目 (令和8年度)			4年目 (令和9年度)			5年目 (令和10年度)			
	2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込み	768	375	令和7年度→令和11年度の5か年に更新									451	714		
②特定教育・保育施設※	429	231	他ページ全て同様									171	671		
②特定地域型保育事業※	0	267	102	0	267	102	0	267	102	0	267	102	0	267	102
②認可外保育施設等	0	72	19	0	72	19	0	72	19	0	72	19	0	72	19
②-①過不足	661	195	136	540	132	115	420	72	94	347	63	86	275	59	78

- ※ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業：
幼稚園、保育園、認定こども園のうち、子ども・子育て支援法第31条の「確認」を受けた施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業のうち、同法第43条の「確認」を受けた事業を「特定地域型保育事業」と呼びます。
- ※ 子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもに対して、年齢と保育の必要性の有無によって、以下のように3つの認定区分が設けられています。
1号認定・・・保育の必要性がなく、幼稚園等での教育を希望する3～5歳

2号認定・・・保育の必要性がある、3～5歳
 3号認定・・・保育の必要性がある、0～2歳
 なお、2号認定者のうち、幼児期の学校教育の利用希望者
 「(2) 幼稚園・認定こども園(教育利用分)」に入りま

第3期は、3号認定のうち
 1歳児と2歳児を分けて
 集計する(国の手引き)

■ 赤羽地域

	1年目 (令和6年度)			2年目 (令和7年度)			3年目 (令和8年度)			4年目 (令和9年度)			5年目 (令和10年度)		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込み	1,047	355	267	1,074	377	272	1,101	399	277	1,116	405	278	1,130	407	278
②確保方策	特定教育・保育施設*			特定教育・保育施設*			特定教育・保育施設*			特定教育・保育施設*			特定教育・保育施設*		
	特定地域型保育事業*			特定地域型保育事業*			特定地域型保育事業*			特定地域型保育事業*			特定地域型保育事業*		
	認可外保育施設等			認可外保育施設等			認可外保育施設等			認可外保育施設等			認可外保育施設等		
②-①過不足	271	58	57	224	36	47	177	14	37	142	8	31	108	6	26

■ 王子地域

	1年目 (令和6年度)			2年目 (令和7年度)			3年目 (令和8年度)			4年目 (令和9年度)			5年目 (令和10年度)		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込み	1,526	120	222	1,541	132	225	1,558	144	228	1,547	128	224	1,534	110	221
②確保方策	特定教育・保育施設*			特定教育・保育施設*			特定教育・保育施設*			特定教育・保育施設*			特定教育・保育施設*		
	特定地域型保育事業*			特定地域型保育事業*			特定地域型保育事業*			特定地域型保育事業*			特定地域型保育事業*		
	認可外保育施設等			認可外保育施設等			認可外保育施設等			認可外保育施設等			認可外保育施設等		
②-①過不足	133	55	59	118	43	56	101	31	53	112	47	57	125	65	60

■ 滝野川地域

	1年目 (令和6年度)			2年目 (令和7年度)			3年目 (令和8年度)			4年目 (令和9年度)			5年目 (令和10年度)		
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳

①量の見込み	, 195	900	207	, 214	914	210	, 230	925	213	, 239	929	214	, 250	934	215	
②確保方策	特定教育・ 保育施設*	, 452	872	182	, 432	867	182	, 412	862	182	, 392	857	182	, 372	852	182
	特定地域 型 保育事業*	0	110	45	0	110	45	0	110	45	0	110	45	0	110	45
	認可外保 育施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-① 過不足	257	82	20	218	63	17	182	47	14	153	38	13	122	28	12	

○ 3号認定子どもの保育利用率※

■ 北区全域

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
3号認定確保方策	4,402	4,377	4,352	4,327	4,302
0-2歳推計人口	8,508	8,631	8,750	8,738	8,719
保育利用率	51.7%	50.7%	49.7%	49.5%	49.3%

■ 赤羽地域

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
3号認定確保方策	1,737	1,732	1,727	1,722	1,717
0-2歳推計人口	3,498	3,556	3,615	3,628	3,635
保育利用率	49.7%	48.7%	47.8%	47.5%	47.2%

■ 王子地域

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
3号認定確保方策	1,456	1,441	1,426	1,411	1,396
0-2歳推計人口	2,619	2,648	2,679	2,641	2,601
保育利用率	55.6%	54.4%	53.2%	53.4%	53.7%

■ 滝野川地域

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
3号認定確保方策	1,209	1,204	1,199	1,194	1,189
0-2歳推計人口	2,391	2,427	2,456	2,469	2,483
保育利用率	50.6%	49.6%	48.8%	48.4%	47.9%

※ 保育利用率：満3歳未満の子どもの人口に占める、保育所等の利用定員数（前頁、前々頁の3号確保方策の値の合計数）の割合です。

(2) 幼稚園 認定こども園 (教育利用分)

ID1-2 / 関連計画施策 ID01-1-2

【今後の方向性】

○就学前教育のさらなる充実と、未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園へ移行していきます。

量の見込みの 考え方	「北区の子ども」はニーズ調査の結果を基に算出。 「他区市町村の子ども」は各年度の北区の子どもの量の見込みの47%を見込む。
確保方策の 考え方	募集定員数から算出。 「北区の子ども」は量の見込みの100%を確保する。 特定教育・保育施設と確認を受けない幼稚園の内訳は、「北区の子ども」見込み数に、令和6年度想定の利用定員総数に対する各利用定員数の割合を乗じて算出。 「他区市町村の子ども」は、利用定員数から「北区の子ども」の確保数を差し引いた後の受け入れ可能数とする。

(人)

		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
			幼児期の 学校教育 の利用希望 が強い方		幼児期の 学校教育 の利用希望 が強い方		幼児期の 学校教育 の利用希望 が強い方		幼児期の 学校教育 の利用希望 が強い方		
① 量の見込み	北区の子ども	,723	817	,745	828	,767	838	,772	841	,777	843
	他区市町村の子ども		2,540		2,573		2,605		2,613		2,620
② 確保方策	北区の子ども		1,194		1,209		1,224		1,228		1,231
	特定教育・保育施設 確認を受けない幼稚園		2,540		2,573		2,605		2,613		2,620
	特定教育・保育施設		254		257		261		261		262
	他区市町村の子ども		2,286		2,316		2,344		2,352		2,358
	特定教育・保育施設		1,240		1,256		1,272		1,276		1,279
	特定教育・保育施設		124		126		127		128		128

	確認を受 け ない幼稚 園	1,116	1,130	1,145	1,148	1,151
②-①	過不足	46	47	48	48	48

※ 特定教育・保育施設：区立幼稚園、確認を受けた私立幼稚園、認定こども園（教育利用分）

6

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業

ID2-1 / 関連計画施策 ID□2-2-1 ★2-5-5

【事業概要】

子ども子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。具体的には次の業務を行います。

①利用者支援

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、助言等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにします。

②地域連携

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。

③本事業の実施にあたり、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。

【今後の方向性】

- 妊娠期から支援の必要な妊婦を把握し、早期から関わりを持つとともに、必要に応じて関係機関とも連携して支援を推進します。
- 子育て家庭や妊産婦のニーズにあわせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業などの情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行っていきます。
- 地域連携を推進するため、子ども家庭支援センターは「特定型」から「基本型」への移行をめざします。

<p>確保方策の考え方</p>	<p>「特定型」:利用者支援を実施する窓口。子ども家庭支援センター1カ所。</p> <p>「基本型」:利用者支援と地域連携を実施する窓口。子ども家庭支援センターは「特定型」から「基本型」への移行をめざす。</p> <p>「母子保健型」:王子・赤羽・滝野川の各健康支援センター3カ所で実施する子育て世代包括支援センター事業。</p>
------------------------	---

引き続き、地域の子育て家庭にとって適切な施設・事業の利用の実現を図る。

(カ所)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
確保方策	4	4	4	4	4

(2) 地域子育て支援拠点事業

ID2-2/ 関連計画施策 ID□1-6-9 (3-3-2), 2-2-3 ★1-1-3 (1-3-4)

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【今後の方向性】

- 児童館は乳幼児親子の居場所機能を中心とする子どもセンターへの移行を進め、乳幼児親子専用室の確保、乳幼児活動や相談事業の充実、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業を充実していきます。
- 区の施設における場の提供だけでなく、多様なニーズに応えるため、引き続き地域で活動する団体とも連携を図ってサービスの提供を行います。
- 子育て支援拠点の充実に向け、現行の児童館に加え、NPOなどと連携し、商店街の空き店舗などを活用して街中に整備し、子どもや保護者が気軽に集える場所を増やしていきます。
- 子ども家庭支援センターは乳幼児親子に対して、遊びと交流の場、子育て支援情報等を提供するとともに子どもや子育て家庭の身近な相談窓口として、育児、しつけ、児童虐待など様々な相談に対応していきます。

量の見込みの 考え方	ニーズ調査を基に算出。 就学前の子どもの保護者について「地域子育て支援拠点事業を利用している人の利用回数」と「利用していないが今後利用したい人の利用意向回数」から算出。
確保方策の 考え方	量の見込みの100%を確保する*。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	328,030	332,569	336,859	337,143	337,161
確保方策	328,030	332,569	336,859	337,143	337,161

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(3) 妊婦健康診査

ID2-3 / 関連計画施策 ID□2-4-1 ★2-5-10

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【今後の方向性】

○公費負担による妊婦健康診査を実施することで定期的な受診を推進し、母子ともに安全安心な出産をめざします。

量の見込みの考え方	人口推計から予測した妊婦数（母子手帳交付数）に、1人あたりの平均受診回数（実績）を乗じて算出。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する*。

(延べ回数、()内は実人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	37,825回 (3,278人)	38,379回 (3,326人)	38,956回 (3,376人)	38,921回 (3,373人)	38,852回 (3,367人)
確保方策	37,825回 (3,278人)	38,379回 (3,326人)	38,956回 (3,376人)	38,921回 (3,373人)	38,852回 (3,367人)

* 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

ID2-4 / 関連計画施策 ID□2-4-4 ★2-5-12

【事業概要】

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【今後の方向性】

○乳児と保護者の状況を把握し、必要な助言や支援を行うとともに、保護者の不安や悩みを軽減し、特に支援が必要と認められる家庭については、早期に関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

量の見込みの考え方	各年の0歳児推計数に、91.9%（里帰り出産等を考慮し、過去の実績から算出した割合）を乗じて算出。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する*。

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	2,610	2,649	2,688	2,685	2,681
確保方策	2,610	2,649	2,688	2,685	2,681

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(5) 養育支援訪問事業

ID2-5 / 関連計画施策 ID□4-1-2 ★2-5-23

【事業概要】

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することによって、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

【今後の方向性】

○特定妊婦など、妊娠期から支援を必要とする人を把握し、子育ての不安が強く養育が困難な家庭に対し、家庭で自立した生活が送れるよう子育てを支援していきます。

量の見込みの考え方	対象年齢人口に対する訪問家庭数の割合実績から推計。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する*。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	762	772	783	787	791
確保方策	762	772	783	787	791

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(6) 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安及び悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。令和5年度まで養育支援訪問事業で実施していた育児・家事支援については、令和6年度から子育て世帯訪問支援事業へ整理されました。

【今後の方向性】

量の見込みの 考え方	
確保方策の 考え方	

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
確保方策					

(7) 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

【今後の方向性】

量の見込みの 考え方	
確保方策の 考え方	

(人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
確保方策					

(8) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたプログラムを実施します。同じ悩みや不安を抱える保護者同氏が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

【今後の方向性】

量の見込みの 考え方	
確保方策の 考え方	

()

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
確保方策					

(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

ID2-6 / 関連計画施策 ID□2-1-9

【事業概要】

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、子どもを児童福祉施設で一時的に預かります。また、不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれやリスク等がみられる場合児童を養育し、生活指導並びに発達及び行動の観察を行うとともに、保護者の支援を行います。

【今後の方向性】

- ひとり親家庭の増加や共働き世帯の増加、児童虐待新規受理件数等に伴い、ニーズの増加が見込まれます。
- 利用者がより使いやすい事業となるよう、対象年齢の拡大や利用目的の拡充などを検討していきます。

量の見込みの考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 「一時預かり等の事業の今後の利用希望者数」に「利用したい合計日数の平均」を乗じ、ショートステイやその他等の保育事業の利用者割合から推計。
確保方策の考え方	1日あたり利用人数を3人とし、開所日数を乗じて算出。 ※1日の定員は子どもショートステイ7人、乳幼児ショートステイ1人とあわせて8人まで。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	816	856	898	942	989
②確保方策	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
②-① 過不足	279	239	197	153	106

【事業概要】

育児の支援を受けたい乳幼児や小学生のいるファミリー会員と、育児の支援を行うサポート会員との有償の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【今後の方向性】

- 利用内容の多くは保育園・学童クラブ等への送り迎えであり、年少人口の増加や共働き世帯の増加等に伴い、利用ニーズは今後も増えることが見込まれます。
- 安定したサポート会員の確保と人材の育成を充実させていきます。
- 事業のさらなる周知や、両会員が互いに使いやすい事業となるよう取り組みを進め、地域での子育て支援を推進していきます。

量の見込みの 考え方	過去の利用申込数の実績を参考に段階的に増加することを推定。 ※未就学児の利用については、(8)の一時預かり事業で量を見込んでいます。
確保方策の 考え方	令和4年度の利用実績から段階的に確保数を増やし、令和10年度に実働サポート会員160人が月6回、就学児分の利用割合に応じた活動をした人数が確保できるよう算出。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	3,693	3,988	4,307	4,652	5,024
②確保方策	3,860	4,162	4,464	4,766	5,069
②-① 過不足	167	174	157	114	45

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育園、認定こども園、私立幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育・養育を行います。

新制度の一時預かり事業には、現行の預かり保育（幼稚園）、一時保育（保育園）を基本としつつ、幼稚園等での主に園児を対象にした一時預かり（「幼稚園型」という。）や保育園等の空き定員を利用した一時預かり（「余裕活用型」という。）等、いくつかの種類があります。

【今後の方向性】

- 保護者に用事が生じたときや、多様な家庭の課題（子育てに伴う心理的、身体的負担や求職、介護等）の解消のため、保育園等における一時預かり保育の重要性は高まっています。利用方法の周知等にさらに努めます。
- 保育園等における定員の見直しのタイミング等を捉え、保育事業者の意向等も踏まえつつ、一時預かり保育の確保方策を講じます。
- 就労等により保育の必要性を認定された保護者が幼稚園を利用する場合、預かり保育利用料の補助を行うとともに、幼稚園に対しては一時預かり事業（預かり保育）を推奨し、待機児童対策に資することをめざします。

○幼稚園の一時預かり（預かり保育）

量の見込みの 考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 1号認定の保護者の利用意向率に平均利用希望日数を乗じた延べ人数と、2号認定の保護者のうち特に幼稚園の希望が強い保護者の人数に平均年間就労日数を乗じた延べ人数を合計。
確保方策の 考え方	量の見込みの100%を確保する*。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	178,936	180,016	182,845	187,228	192,582
確保方策	178,936	180,016	182,845	187,228	192,582

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

○幼稚園以外（保育園の一時預かり保育・緊急保育、ファミリー・サポート・センター事業（就学前））

量の見込みの 考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 計画期間における人口推計に対して利用希望日数を乗じて算出。
確保方策の 考え方	各事業の利用可能数を合計する。

（延べ人数）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	47,693	48,350	48,979	49,013	49,018
②確保方策	50,100	50,100	50,100	50,100	50,100
②－① 過不足	2,407	1,750	1,121	1,087	1,082

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施します。

【今後の方向性】

- 保護者が安心して仕事と子育てを両立できるよう、様々な就労形態に対応した保育サービスの充実が求められています。
- 利用実績やニーズに合わせた延長保育の充実に努めます。

量の見込みの考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。
確保方策の考え方	各園の延長保育定員数に基づき算出。

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	1,146	1,162	1,177	1,177	1,176
②確保方策	1,865	1,895	1,895	1,895	1,895
②-① 過不足	719	703	688	688	689

(13) 病児病後児保育事業

ID2-10 / 関連計画施策 ID□2-1-17

【事業概要】

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。

【今後の方向性】

- 保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育のニーズが高まっています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安全・安心な施設や保育体制づくりに努めます。
- 平成 27 年度に開始した居宅訪問型病児・病後児保育の利用支援については、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を継続することにより実施してまいります。

量の見込みの 考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 計画期間における人口推計に対して利用希望数を乗じて算出。
確保方策の 考え方	病児・病後児保育を実施事業所数に、利用定員と実施日数を乗じて算出。

(延べ人数)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
①量の見込み	2,980	2,980	2,980	2,980	2,980
②確保方策	3,675	3,675	3,675	3,675	3,675
②-① 過不足	695	654	615	613	612

(14) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

ID2-11 / 関連計画施策 ID□2-1-2 ★1-3-6

【事業概要】

就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。

【今後の方向性】

- 「北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、従事者数、施設・設備、開所に係る基準を満たすよう、整備を進めます。
 - 待機児童の解消については、学校ごとの児童数や利用ニーズの動向を踏まえ、学校内及び周辺の公共施設の活用等、あらゆる方法を検討し、定員の拡大に向けた整備を進めるとともに、放課後子ども教室（一般登録）に延長時間を設け、待機児童が生じない仕組みを令和6年度から構築します。
 - 小学校4年生以上の児童については、一般登録^{*}で対応していきます。
- ^{*} 「一般登録」では、小学校1～6年生のすべての児童を対象に、平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間中に、小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を提供しています。

量の見込みの考え方	学童クラブの利用実績から算出した利用率を基に算出。
確保方策の考え方	各年度の定員の不足数を算出し、待機児童を解消できるように必要な確保量を設定。

■ 北区全域

(人)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	1年生	1,497	1,513	1,530	1,547	1,565
	2年生	1,174	1,184	1,197	1,210	1,223
	3年生	936	946	955	966	978
	合計	3,607	3,643	3,681	3,723	3,765
②確保方策		3,845	3,845	3,845	3,885	3,965
②-①過不足		238	202	164	162	200
量の見込み	4年生	423	426	431	436	441
	5年生	166	170	174	175	178
	6年生	72	74	75	76	77
	合計	661	670	681	687	695
確保方策		0*				

■ 赤羽地域

(人)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	1年生	620	624	630	640	650
	2年生	496	498	502	510	517
	3年生	427	431	433	440	447
	合計	1,543	1,553	1,565	1,589	1,614
②確保方策		1,565	1,565	1,565	1,605	1,645
②-①過不足		22	12	0	16	31
量の見込み	4年生	140	141	142	144	146
	5年生	52	53	54	55	55
	6年生	34	35	36	36	36
	合計	227	229	232	235	237
確保方策		0*				

■ 王子地域

(人)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	1年生	473	478	481	484	487
	2年生	355	357	360	362	364
	3年生	263	265	268	269	271
	合計	1,091	1,100	1,109	1,115	1,122
②確保方策		1,255	1,255	1,255	1,255	1,255
②-①過不足		164	155	146	0140	133
量の見込み	4年生	138	139	140	141	142
	5年生	39	39	40	40	41
	6年生	17	17	18	18	18
	合計	193	195	198	199	200
確保方策		0*				

■ 滝野川地域

(人)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	1年生	404	411	418	423	428
	2年生	323	329	334	338	342
	3年生	246	250	254	257	260
	合計	973	990	1,006	1,018	1,030
②確保方策		1,025	1,025	1,025	1,025	1,065
②-①過不足		52	35	19	7	35
量の見込み	4年生	145	147	149	151	153
	5年生	75	77	79	80	82
	6年生	21	21	22	22	23
	合計	240	245	251	254	258
確保方策		0*				

※ 各学童クラブでは定員を設けており、4年生以上を含めた学童クラブを希望するすべての児童を受け入れることが難しいため、学童クラブでは1～3年生までの児童の育成を行います。4年生以上の児童の育成については、放課後子ども総合プラン一般登録を利用することとしています。

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

○給付対象者を適切に把握し、必要な給付を行っていきます。

(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

事業内容は以下の2つです。

①新規参入施設等への巡回支援

保育所等を開設しようとする新規参入事業者が、スムーズに事業を開始、運営できるよう支援する事業です。

②認定こども園特別支援教育・保育経費

私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助します。

【今後の方向性】

○国が示す基準等をもとに、対象事業者及び対象者への適切な支援を実施していきます。

資料1-②-4

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

2 事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



3 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算あり）

1時間あたり 1,500円

1件あたり 930円

○事務費・管理費 1事業所あたり 564,000円

○研修費 1市区町村あたり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間あたり	1件あたり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,500円	930円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間あたり1,200円、1件あたり740円

③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間あたり900円、1件あたり560円

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

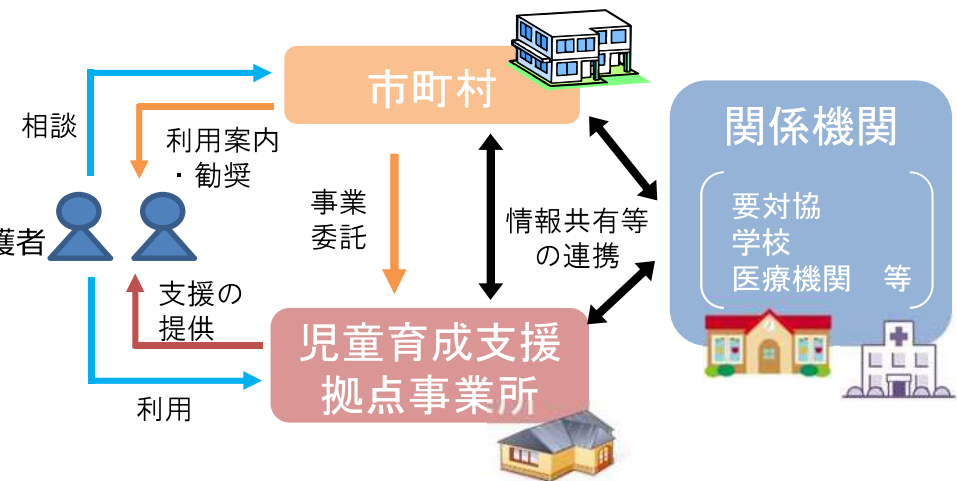
2 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援（地域の実情に応じて実施）



3 実施主体等

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

2 事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者



【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

3 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算（1人当たり）あり）

1講座（4回分） 88,400円

講座内の実施回数が増える場合、22,100円ずつ加算（※）

※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。

○親子関係形成支援プログラム資格習得支援

1市町村当たり 100,000円

利用者負担軽減加算	1回当たり
生活保護世帯	2,210円
市町村民税非課税世帯	1,770円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満世帯	1,330円

児童育成支援拠点事業概要

1 事業の目的

- ・養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設する。
 - ・生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、関係機関へのつなぎ等
- ⇒個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、区市町村

ただし、区市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる。

3 事業の内容

- ◎包括的に実施する内容（１）～（７）
- 地域の実情等に応じて（８）を実施する。

〈補足事項〉

※（１）～（７）の支援内容は、常時実施しなければならないわけではない。

ただし、利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できるよう体制を整備する必要

◎包括的に実施する内容

（１）安全・安心な居場所の提供

- ・家のみならず、学校に居場所がない児童のため、安全・安心な居場所となる場所を提供する。

（２）生活習慣の形成（挨拶、片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言、整理整頓、入浴支援等）

- ・家庭などにおいて生活習慣を形成する機会に乏しい

~~・児童の基本的な生活習慣を習慣化する~~ 【事務局修正】

（３）学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）

- ・家庭において学習面のサポートが十分に得られていない。

（４）食事の提供（適宜おやつの提供、子ども食堂などと連携、食事の提供）

- ・児童は、家庭で十分な食事を摂れていない。
- ・食事の様子から家庭環境の把握につながるものが想定

※必ず事業の実施場所で調理された食事であることは要しないが、事業の目的から、宅食は不可

（５）課外活動の提供

- ・多様な体験活動や外遊びの機会を提供
- ・自己肯定感・自己有用感を高めることが期待される。

（６）学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携

- ・児童・家庭が抱える課題は様々であり、複数の機関が連携することが重要

（７）保護者への情報提供、相談支援（送迎の際の声掛け、児童の様子の共有、定期的な面談の実施）

- ・保護者とのコミュニケーションを通じ、悩みを聴く中で必要な子育て支援サービスや資源の情報提供、児童とのかかわり方の助言等を行うことが望ましい。

〈地域の実情等に応じて実施する内容事項〉

- (8) 送迎支援（自宅から距離がある場合、帰宅時間が夜間になると安全性の確保の必要性がある場合など。送迎時に保護者などと直接合うことで、信頼関係の構築を想定）

4 対象者

次に掲げるような状態にある児童及びその保護者

- (1) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- (2) 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- (3) その他、事業の目的に鑑みて、区市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

〈参考事項〉

- ・学齢期の児童・生徒（6歳～17歳）
- ・区市町村の状況に応じて、中学生や高校生など、対象年齢を限定して実施することも可能

5 実施方法

- (1) 定員
概ね20人
- (2) 職員配置、要件及び職務の内容
 - ・①管理者②支援員を配置（必置）
 - ・必要に応じて③④の職員を配置

＋以下の職員を必ず置く

・児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれか、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は③心理療法担当職員に該当する者を必ず置くこと。

・管理者又は支援員のうち1人以上は、必ず常勤職員とする

・人員配置にあたっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安

<必置>

①②	① 管理者	② 支援員
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> 運営に関わる管理 区市町村の事業担当部署やこども家庭センター・学校・児童福祉施設・医療機関等との連携 アセスメントに基づいた支援計画の作成等を行う <p>(ア) 要件 児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有するもの</p>	<p>(ア) 職務内容 児童や保護者への支援等を行う</p> <p>(イ) 要件 児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができるもの</p>

<任意>

①②	③心理療法担当職員	④ ソーシャルワーク専門職員
職務内容	<p>(ア) 職務内容メンタルケア等が必要な利用者に対して、心理的支援を行う</p>	<p>児童及びその家庭を対象にした下記ア～ウのソーシャルワークの支援等を行う</p>

	<p>(イ) 要件</p> <p>学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する 1 年以上の経験を有するもの</p>	<p>ア 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等</p> <p>イ 児童の家庭への訪問を含めた支援</p> <p>ウ その他、居場所における児童に必要な支援</p> <p>(イ) 要件</p> <p>児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。なお、支援計画の作成や要保護児童対策地域協議会等関係機関との会議への出席等が想定され、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。</p>
--	---	--

(3) 開所日数

開所する日数は、利用者が生活のリズムを作れるよう、その地域における学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、**週3日以上**開所する。

(4) 開所時間

- ① 学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う児童育成支援拠点事業 **1日につき、8時間（原則 10時から 18時）**
- ② 学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う児童育成支援拠点事業 **1日につき、学校の授業の終了後から原則 18時以降**

〈補足事項〉

- ・休業日は、午前中からの開所が必須
- ・休業日開設しない場合は、補助対象外。8時間の開所は必須。ただし、時間を前後にずらしたり、延長することは可能。

（5）施設・設備

- ① 児童館、児童養護施設、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他区市町村が児童の居場所支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）
- ② 本事業を行う場所には、開所時間中に児童が集まることができる専用スペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。なお、静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室及び便所等の設備を設けることが望ましい。

〈補足事項〉

- ・専用スペース：児童一人当たり床面積 2.47 m²を目安
- ・静養室は専用スペースとは別に、体調が悪い時に静養できる場の確保に努めること。

6 費用

本事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助

〈補足事項〉

本事業実施の必要経費の一部を保護者から徴収は可能。ただし、用途を明確にし、実費以外は徴収しないなど必要最小限とすること。

○支援の流れ（国ガイドラインから抜粋）

図表 2 支援の流れ（一例）



○利用申請・利用決定

こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等を活用することが考えられる。

○利用者情報の共有

○支援目標・内容等の共有 支援計画の作成

○支援状況の報告（事業者→区）

子どもの意見等の反映を推進するための庁内連携体制の整備について

1 要 旨

令和6年4月1日に北区子どもの権利と幸せに関する条例（以下「条例」という。）が施行された。条例の施行に合わせ、子どもの意見や視点を区の施策に反映するための庁内体制づくりに向けた検討を行ってきたところである。この度、全庁的な取組として、区の施策に子どもの意見等を反映していく取組を推進していく観点から、「北区子どもの意見等反映推進事業実施基準」を制定したので、報告する。

2 現 況（経過等）

令和6年4月 1日 条例の施行

令和6年5月21日 北区子どもの意見等反映推進事業実施基準（別紙のとおり）の制定（令和6年6月1日施行）

3 今後の予定

子どもの意見等の聴取に関する効果的な手法や各課の子どもの意見等の聴取の優れた取組などを庁内で共有するため、庁内の関係課からなる「（仮称）子どもの意見等反映推進庁内連絡会議」を設置し、庁内連携体制を整備することとする。

東京都北区子どもの意見等反映推進事業実施基準

6北子字第1448号

令和6年5月21日区長決裁

(目的)

第1条 この基準は、こども基本法（令和4年法律第77号）及び東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例（令和6年3月東京都北区条例第3号）の趣旨を踏まえ、東京都北区が行う子ども施策の策定等における子どもの意見等の反映の推進に関して必要な事項を定めることにより、子ども等が区政に関し意見等を表明する機会を確保し、もって子どもの最善の利益の実現及び子ども等との相互信頼に基づく区政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 次のいずれかに当てはまる18歳未満の者及びこれらの者と同様にこの基準の対象とすることが適当と認められる者をいう。

ア 区内在住であること。

イ 区内在学又は在勤であること。

ウ ア又はイに掲げるもののほか、区内で生活し、又は活動していること。

(2) 子ども施策 次に掲げる施策その他の子どもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

ア 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる子どもの健やかな成長に対する支援

イ 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するための就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

ウ 家庭における養育環境その他の子どもの養育環境の整備

(3) 所管課長 東京都北区組織規程（昭和50年4月東京都北区規則第40号）第9条第1項に規定する課長、同条第2項に規定する担当課長、会計課長、区議会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、東京都北区教育委員会事務局処務規則（平成3年3月東京都北区教育委員会規則第1号。以下「委員会処務規則」という。）第3条第1項に規定する課長（以下単に「課長」という。）であって、子ども施策の策定等を行い、又は行おうとするものをいう。

(子ども施策に対する子どもの意見等の反映)

第3条 所管課長は、子ども施策の策定等に当たっては、当該子ども施策の対象となる子ど

もその他子ども施策に係る当事者の意見等（以下「子どもの意見等」という。）を当該子ども施策へ反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（子どもの意見等の聴取の方法）

第4条 所管課長は、子どもの意見等を子ども施策へ反映させるため、子ども向けアンケート調査の実施、子どもを対象としたパブリックコメント、中学生モニター会議その他の子どもの意見等を求めるための会議への参加その他の子どもの意見等を聴取する方法として適当と認められる方法により、子どもの意見等の聴取を実施するものとする。

2 所管課長は、前項の子どもの意見等の聴取の実施に当たっては、当該子ども施策の対象となる子どもの年齢、発達の状況、立場等又は当該子ども等への影響等に応じて、最も適当と認められる方法により行うものとする。

（子どもの意見等の聴取の実施）

第5条 前条の規定による子どもの意見等の聴取は、子どもの年齢、発達の状況、立場等子どもの状況を配慮して行われなければならない。

2 所管課長は、子どもの意見等の聴取の実施に当たり、子ども施策に係る課長（次項において「関係課長」という。）に必要な協力を求めることができる。

3 関係課長は、前項の規定により、所管課長から協力を求められた場合は、所管課長が行う子どもの意見等の聴取に関する取組に協力するよう努めるものとする。

4 子どもの意見等の聴取の実施に必要な手続、事業等を所管する課長は、所管課長が円滑に子どもの意見等の聴取を実施することができるよう必要な支援を行うとともに、手続をあらかじめ定め、及び周知するよう努めるものとする。

（子どもの意見等の尊重及びフィードバック）

第6条 所管課長は、子どもの意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重されているかを分かりやすく説明するものとする。

（実施状況報告）

第7条 所管課長は、毎年度、子ども未来課長が別に定める期日までに、子どもの意見等の聴取の実施状況を報告するものとする。

2 子ども未来課長は、前項の規定による報告内容を整理するほか、所管課長が行う子どもの意見等の聴取に関する取組状況の把握に努めるものとする。

（調査研究及び成果の情報提供）

第8条 子ども未来課長は、国、他の地方公共団体等が行う子どもの意見等の聴取に関する効果的な手法及び関係する制度についての調査を行い、その成果について、所管課長へ情報提供するものとする。

（委任）

第9条 この基準の実施に必要な事項は、子ども未来部長が定める。

付 則

この基準は、令和6年6月1日から施行する。

児童手当及び児童扶養手当の拡充等について

1 要 旨

子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上のため、児童手当を抜本的に拡充すること等が、国の「こども未来戦略」において決定され（令和5年12月22日閣議決定）、児童手当法及び児童扶養手当法改正を含む「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が国会において可決・成立した（令和6年6月5日）。

これを受け、区としても、改正法施行後に新たに手当の支給対象となる方や増額となる方に対し、遅滞なく確実に支給することができるよう準備を進めていく。

2 拡充内容

(1) 児童手当

主な拡充内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 所得制限の撤廃 ② 支給期間を高校生年代までに延長（現在は中学生まで） ③ 第3子以降の支給額を月3万円に増額（現在は月1.5万円） ④ 第3子カウントは22歳までに拡大（現在は18歳まで） ⑤ 支払回数を年6回に倍増（現在は年3回）
--------	---

	現行制度 (R6.3.26 現在)	拡充後見込 (R6.10～)	増加数
受給者数	18,563	25,725	7,162 (+39%)
対象児童数	27,961	41,645	13,684 (+49%)

(2) 児童扶養手当

主な拡充内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる 【参考】第3子の加算額 <ul style="list-style-type: none"> ・全部支給：6,450円→10,750円 ・一部支給：受給者の所得に応じて10円きざみの額 6,440円～3,230円→10,740円～5,380円 ② 全部支給・一部支給に係る所得制限限度額を引き上げる 【参考】受給資格者本人の所得制限限度額 扶養親族1名の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・全部支給：収入ベースで160万円→190万円 ・一部支給：収入ベースで365万円→385万円
--------	---

3 経過及び今後の予定

令和5年12月12日	国「こども未来戦略」閣議決定
令和6年 6月 下旬～	児童手当の拡充、手続について周知 (ホームページ・北区ニュース掲載)
8月 下旬	新たに児童手当の支給対象となる方等へ申請勧奨発送
9月 1日	児童手当申請受付開始(改正分)
9月 下旬	児童扶養手当の拡充、手続について北区ニュース掲載
10月 1日	改正児童手当法施行
11月 1日	改正児童扶養手当法施行
12月 中旬	改正児童手当法に基づく初回の手当支給
令和7年 1月 中旬	改正児童扶養手当法に基づく初回の手当支給
2月	児童手当未申請者への申請勧奨発送
3月31日	児童手当申請に係る経過措置終了

4 事務の執行体制等について

児童手当の拡充については、改正法の施行から初回の手当の支給まで約2箇月と短期間であり、処理件数も1年間の児童手当受付数の倍以上になる見込みである。

このため、令和6年8月から11月末までを集中処理期間とし、申請受付等の業務を委託することとする(関係予算は令和6年6月補正予算に計上)。

これを受け、作業スペースの確保のため、上記期間の間、子ども未来課子育て給付係横のそらまめ相談室(第1庁舎2階7番)の場所を移転する。

資料4

子ども・子育て会議資料
令和6年6月27日
子ども未来部子ども未来課
子ども未来部保育課

私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について

1 要 旨

私立幼稚園である上中里幼稚園については、令和7年度当初からの幼稚園型認定こども園への移行に向けた準備を進めていく。また、令和7年度中に、調理室整備を含む施設の改修工事を予定している。

2 上中里幼稚園の概要

(1) 設置主体：学校法人上中里学園

(2) 所在地：北区上中里2-2-3

(3) 認可年月：昭和52年3月

現園舎は昭和53年の建設、2階建て、延べ床面積610㎡

(4) 認可定員：

満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
10人	50人	50人	50人	160人

(5) 教育時間・預かり保育実施時間：

教育時間 9時～14時

預かり保育実施時間 教育時間終了後から17時まで（月～金曜日）

3 認定こども園移行後の定員・教育時間など

(1) 利用定員

	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号認定児	10人	40人	40人	40人	130人
2号認定児		10人	10人	10人	30人

(2) 教育時間等

1号認定児：

教育時間 9時～14時

預かり保育実施時間 8時～9時及び教育時間終了後から19時まで（月～金曜日の実施）

2号認定児：

預かり時間 8時～19時（9時～14時の教育時間を含む、月～金曜日の実施）

4 今後の予定

令和 6 年 11 月	認定こども園認定申請
令和 7 年 3 月	園舎改修工事のための区補助金の予算案上程
4 月	認定こども園としての運営を開始
同月	園舎改修工事着手
令和 8 年 3 月	園舎改修工事完了

北区児童相談所等複合施設開設に向けた取組みについて

1 要 旨

区はこれまで児童相談所設置に向けて、北区児童相談所等複合施設基本構想や基本計画、運営指針を策定するなど準備を進めてきた。令和8年度の開設に向け、今後の国や東京都との児童相談所開設協議や人材確保等の取組み等について報告する。

2 現 況（経過等）

平成30年12月	旧赤羽台東小学校施設跡地の利活用計画策定
令和2年7月	児童相談所等複合施設基本構想策定
令和3年12月	児童相談所等複合施設基本計画策定
令和6年2月	児童相談所等複合施設運営指針策定
3月	基本・実施設計完了

3 内 容

（1）児童相談所等複合施設開設に向けた庁内連絡会

児童相談所開設にむけての手続き等の準備状況や児童相談所等複合施設建築工事等の進捗管理を行うとともに、児童相談所設置市事務等の各所管課の準備状況等を共有するため、庁内連絡会を設置する。

（2）児童相談所の開設協議について

令和9年2月開設予定の児童相談所について、令和6年度末から国の政令指定公布に向けた東京都との開設協議を行う。

（3）人材の確保

これまで、特別区の経験者採用の枠で児童福祉等の確保を行ってきたが、児童相談所長等について区の任期付職員として採用するため、公募を行う。

令和6年度公募予定（令和7年4月採用）

① 児童相談所長（部長級） 1名

※令和7年度から組織体制を強化する。

② 児童福祉司SV（係長級） 1名

(4) 児童相談所等複合施設カフェ事業者の決定

令和5年10月～令和6年1月にかけて、公募型プロポーザル方式により、事業者の選定を行った。

事業者名 契約交渉順位第1位 株式会社明治堂
覚書の締結 令和6年3月
貸付方法 行政財産貸付
貸付期間 令和8年12月より5年間

4 今後の予定

令和6年 9月	複合施設整備着手
令和6年度下半期以降	国や東京都と開設協議
令和7年 4月	児童相談所長等採用
令和8年 2月	政令指定要請
令和8年 6月	政令指定公布
令和8年 9月	設置条例等制定、複合施設竣工
12月	複合施設運営開始
令和9年 2月	児童相談所開設

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の実施について

1 要 旨

保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等を利用できる新たな通園制度「こども誰でも通園制度（仮称）」は、令和8年度から全自治体で実施することとされている。

現在こども家庭庁は、本格実施を見据え「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業」として、実施自治体の募集を行っており、今回北区が応募したところ、事業実施の採択を受けた。

令和6年7月（予定）から試行的事業を開始し、事業の検証や課題を抽出し、令和8年度の本格実施に向けて準備を進めていく。

2 実施内容（予定）

- （1）実施施設 私立保育園等から募集し、実施施設を決定
- （2）実施期間 令和6年7月～令和7年3月（予定）
- （3）対象児童 保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童
- （4）利用時間 こども1人あたり「月10時間」を上限
- （5）利用料 こども1人1時間あたり300円（利用料減免あり）

3 今後の予定

- 令和6年6月 第二回定例会に補正予算案を提出
- 7月～ 北区ホームページ等で周知、事業開始

4 その他

試行的事業の実施自治体：全国115自治体（令和6年4月現在）
〔東京23区〕北区、港区、中野区、杉並区（計4区）

資料7

子ども・子育て会議資料
 令和6年6月27日
 子ども未来部
 子ども家庭支援センター

東京都北区立児童発達支援センター一元化に伴う対応について

1. 要旨

令和3年度より福祉型児童発達支援センターとして運営を行っていたが、このたびの児童福祉法の改正により、児童発達支援センターについては、令和6年度から障害種別に関わらず障害児や家族にとって身近な地域で支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型・医療型）の一元化を行い、障害種別（知的・発達・肢体不自由）それぞれの特性に併せた必要な専門性を確保し、体制を図ることとなった。これに伴い、令和6年度より北区立児童発達支援センターにおける受け入れ等について以下の通り対応を行うものである。

2. 主な対応内容

	令和6年度からの対応	令和5年度までの対応
対象児童	①知的障害または肢体不自由と判定された児童 ②知的や発達の遅れ、または知的や発達に課題のある児童 ③特に運動等の身体的な発達に関して課題のある児童	①知的障害と判定された児童 ②知的や発達の遅れ、または知的や発達に課題のある児童 ③特に運動等の身体的な発達に関して課題のある児童
定員	①2歳児/火木・水金の週2日利用 各定員8名 うち肢体不自由児1名 ②3歳児/週5日利用 定員16名 うち肢体不自由児1名	①2歳児/火木・水金の週2日利用 各定員8名 ②3歳児/週5日利用 定員14名
個別	①ST（言語療法） 1日6名定員 ②OT（作業療法） 1日6名定員 ③PT（理学療法） 1日5名定員	①ST（言語療法） 1日8名定員 ②OT（作業療法） 1日8名定員
相談・事業	①職場内研修（OJT）の実施 ②スーパーバイズコンサルテーション事業の実施 地域における障害児支援の質の向上に向けた事業実施（助言指導・人材育成）	①職場内研修（OJT）の実施

3. 今後の予定

令和8年 4月 民間事業者による運営開始
令和8年 12月 児童相談所等複合施設への移転

4. その他

このことについては令和5年度末より児童発達支援センター利用保護者、東京都北療育医療センターへの周知・共有を図り、進めている。

北区民設子育てひろば事業について

1 要 旨

地域の子育て支援機能の充実及び子育て親子の福祉の向上を図ることを目的とする地域子育て支援拠点事業を担う事業者については、令和5年度に3施設を公募し、プロポーザルのうえ2か所を選定した。

当該事業の実施施設には、「北区子育てひろば」の名称を付し、利用促進を図ることとする。

なお、追加の公募については、令和5年度の公募の際に、事業に相応しい施設の確保等が難しい状況があったことを踏まえ、区有休施設の活用など有効な策を検討したのちに実施する。

2 令和6年度より事業を開始する施設

(1) いろむすび親子ひろば

所在地 北区中十条4-17-1

取組み内容 基本事業：週3日

加算事業：地域支援事業、出張ひろば

面積 100㎡

事業開始予定日 令和6年7月

(2) ほっこり～の北赤羽（仮称）

所在地 北区赤羽北2-31-16

取組み内容 基本事業：週5日

加算事業：一時預かり、地域支援事業、育児参加促進

面積 41.1㎡

事業開始予定日 令和6年7月